

# 第5章

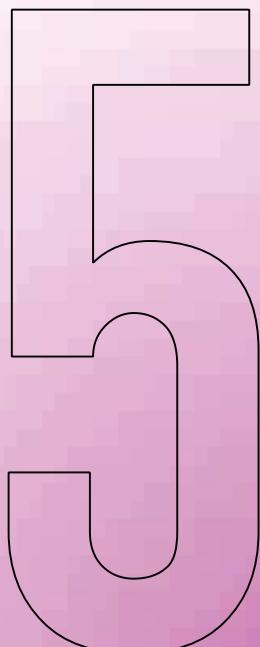
## 分野別的基本方針

---

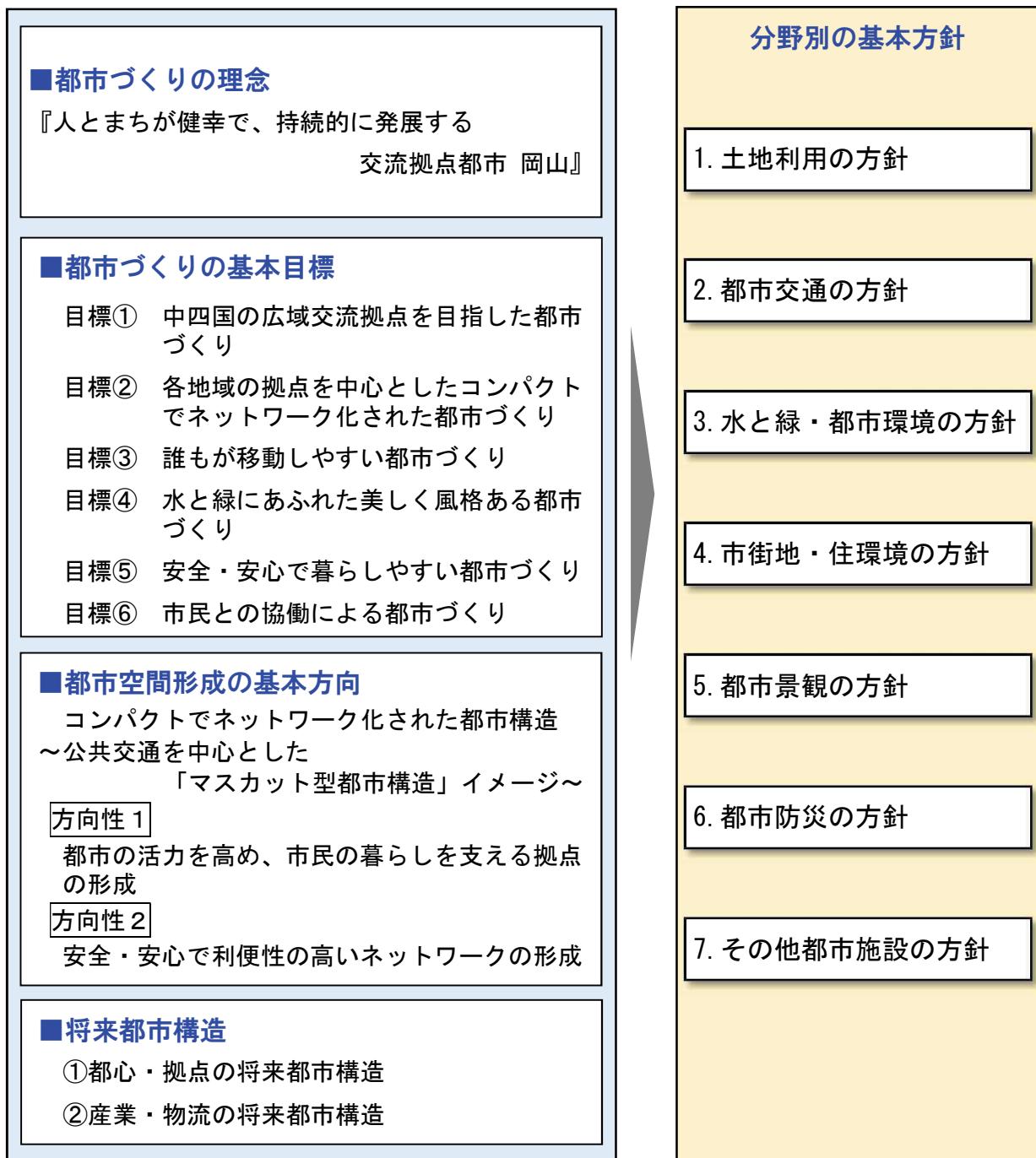
分野別的基本方針は、前章までの都市づくりの理念や基本目標、都市構造等を実現するために必要な取組について、各分野の基本方針を示すものです。

本章では、都市計画の根幹となる「土地利用」のほか、「都市交通」、「水と緑・都市環境」、「市街地・住環境」、「都市景観」、「都市防災」、「その他都市施設」の7つの分野について基本方針を定めます。

- 1 土地利用の方針
- 2 都市交通の方針
- 3 水と緑・都市環境の方針
- 4 市街地・住環境の方針
- 5 都市景観の方針
- 6 都市防災の方針
- 7 その他都市施設の方針



## ■ 分野別的基本方針



# 1 土地利用の方針

## (1) 基本的な考え方

土地利用は、「区域区分」や「地域地区」などにより段階的に構成し、個々の建築活動を規制することで、都市の望ましい市街地像を計画的に実現化していく一連の仕組みであり、農林漁業や自然環境等との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保する都市計画の根幹をなすものです。

本市では、高度経済成長期の都市部への人口集中などによる、無秩序な市街地の拡散を防止するため、昭和46年に区域区分制度（いわゆる線引き制度）を導入し、市街地内の効率的な公共投資により、計画的な都市づくりに努めてきました。

しかしながら、自動車に過度に依存した暮らしとともに、都市機能や人口の郊外化による市街地の低密度化が進み、さらに市街化区域に近接した市街化調整区域では、農業の後継者不足等を背景に農地の宅地化が進む一方、中山間地等の農山魚村集落などでは、人口減少と高齢化が著しく進行している状況も見受けられます。

今後の人口減少下では、住宅や商業施設などの建築活動も減少すると予想され、市街地の拡散傾向のまま人口減少が進んだ場合には、都心の衰退の例にもあるように、身近な生活サービス機能の喪失や、空き家や空き地がランダムに発生する都市のスポンジ化などにより、非効率な土地利用やコミュニティの衰退が進行し、都市活力や市民生活の質の低下、あるいは都市経営コストの増大などの悪影響が懸念されます。

このため、これから土地利用は、宅地や建築物、交通施設などの既存ストックを都市の資源として有効に活用し、既成の市街地内に人口や都市機能が集積したコンパクトな都市づくりにより、土地・建物の循環・再生を促すなど、都市の持続性を高める視点が重要となります。

こうしたことから、今後は、既成市街地や既存集落の再生に重点を置き、市街地の無秩序な拡大の厳格な抑制を基本原則としながら、従来の規制手法に加えて民間の活動や投資を拠点等へ戦略的に誘導するなど、適正で秩序ある土地利用を推進する必要があります。

これらの状況や都市づくりの基本方針を踏まえ、以下のとおり土地利用の基本方針を示します。

### ■ 土地利用の方針の構成

#### (2) 土地利用の基本方針

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1) 活力ある暮らしを支える土地利用    | 2) 便利な暮らしを支える土地利用    |
| 3) 環境と調和した暮らしを支える土地利用 | 4) 安全・安心な暮らしを支える土地利用 |

#### (3) エリア別の土地利用方針

- |          |            |
|----------|------------|
| 1) 市街化区域 | 2) 市街化調整区域 |
|----------|------------|

#### (4) 土地利用制度の運用方針

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| 1) 区域区分の設定方針 | 2) 用途地域の指定、見直し方針 |
| 3) 地区計画の運用方針 | 4) 容積率特例制度の運用方針  |

## (2) 土地利用の基本方針

### 1) 活力ある暮らしを支える土地利用

- 都心は、充実した社会資本ストックを活かし、空き店舗や駐車場等の低未利用地の利活用や、市街地再開発事業の促進など土地の有効かつ高度利用を通じて、商業・業務、教育・文化、福祉・医療、コンベンションなど高次都市機能の集積を図り、様々な人が住み・交流する賑わいの空間として、政令指定都市岡山の顔、中四国の広域交流拠点として再生を図ります。
- 都市拠点は、各種の商業施設、一定規模を有する医療施設、金融機関の支店など都市的サービス機能の集積を促進し、都心を補完し、複数の地域生活圏の中心としての都市機能の向上を図ります。
- 地域拠点は、主に日常的な買い物施設、一次診療を中心とした医療施設、郵便局等の金融機関など、日常的な生活サービス機能の充実により、地域生活圏域の居住者の生活や交通の中心としての機能向上を図ります。
- 産業拠点・物流拠点については、産業政策との整合を図りつつ、高速道路網や鉄道網など広域交通網が充実したクロスポイントとしての特徴を活かして、産業の集積や活性化を図ります。

#### 【主な取組】

- ⇒ 立地適正化計画の策定をはじめ、誘導する機能に応じた用途地域の見直しなどにより、都心や都市拠点などへの都市機能の誘導に取り組みます。
- ⇒ 都心部における容積率特例制度や都市再生特別措置法に基づく支援、市街地再開発事業等により、低未利用地の有効・高度利用を促進するとともに、都市環境の向上にも資する良質な建築・開発の誘導に取り組みます。
- ⇒ 拠点周辺や主要な駅周辺については、必要に応じて都市基盤整備や面的な市街地整備等を検討し、交通結節機能の強化や拠点性の向上に取り組みます。
- ⇒ 既存の産業・物流系市街地では、地域地区などによる秩序ある土地利用の誘導に取り組みます。また、既存の産業拠点については、産業政策上の位置づけのもと、周辺環境との調和を図りつつ、拡張など企業ニーズへの適切な対応を図り、産業の集積・強化に取り組みます。
- ⇒ 新たな産業・物流系の土地利用については、産業政策上の位置づけのもと、インター・チェンジや物流軸沿線などへ誘導するとともに、区域区分や地域地区、地区計画制度などを活用して、計画的な市街地形成に取り組みます。

■都心への都市機能誘導



■都市拠点の面的整備と都市機能



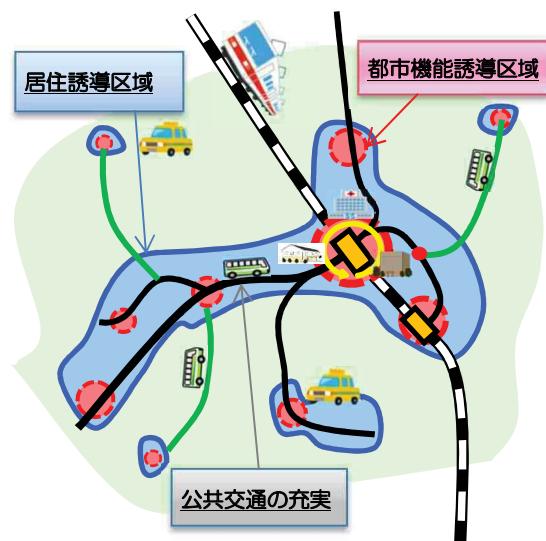
■西大寺地区の新産業ゾーン



### 【立地適正化計画について】

- 立地適正化計画とは、都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランです。
- 従来の都市計画の規制を前提に、都市機能誘導区域や居住誘導区域を定め、届出制度などの誘導手法により緩やかに都市をコントロールする制度です。
- 平成26年の都市再生特別措置法の改正により制度化され、公表することで都市計画マスタープランの一部とみなされます。

出典：国土交通省資料より作成



## 2) 便利な暮らしを支える土地利用

- 拠点や主要な駅周辺、公共交通沿線地区などに居住や日常生活施設などを誘導し、公共交通施策と連携して過度に自動車に頼らず、歩いても暮らせる利便性の高い市街地を形成します。
- 無秩序な市街地の拡大の抑制を原則としつつ、農林漁業との健全な調和と、災害防止の観点や自然環境保全等への配慮のもと、コンパクトでネットワーク化された都市構造に資する市街化区域の再編を図るなど、市街地の規模を適切に管理するとともに、空き家や空き地等を有効活用した既成市街地の再構築などを促進し、市街地の再生・成長を図ります。
- 市街化調整区域では、優良な農地や自然環境等の保全を図るとともに、適切な土地利用の規制誘導により、集落地域のコミュニティの維持・活性化を図ります。

### 【主な取組】

- ⇒立地適正化計画の策定をはじめ、必要に応じた市街地の再編や用途地域の見直しなどにより、公共交通施策と連携した居住の誘導に取り組みます。
- ⇒市街化調整区域の開発許可制度の適切な運用等により、無秩序な開発の防止とともに、空き家等の利活用などにより、中山間地などの集落地域の維持・活性化に取り組みます。

### ■駅周辺の利便性の高い市街地



### 3) 環境と調和した暮らしを支える土地利用

- 公共交通沿線などの利便性が高い地域に居住を緩やかに誘導し、過度な自動車依存を抑制するなど、環境負荷の少ない市街地を形成します。
- 豊かに広がる田園や市街地を取り囲む里山、河川などの自然環境は、市民が健全な生活を営む上で必要不可欠であり、市民との協働のもと保全を図ります。
- 市街化調整区域の農地は、食糧生産機能のみならず、遊水機能や生態系の保全機能など多面的機能を有しており、都市生活を支える重要な地域として保全を図ります。

#### 【主な取組】

- ⇒ 立地適正化計画の策定などにより、公共交通施策と連携した居住や日常生活施設などの誘導等を図り、人と環境にやさしい市街地の形成に取り組みます。
- ⇒ 開発許可制度の適切な運用や、環境影響評価制度との連携による適切な環境配慮などにより、農地や山林など自然環境の保全に取り組みます。

#### ■田園と調和した市街地



### 4) 安全・安心な暮らしを支える土地利用

- 土砂災害等の対策、雨水排水対策、建築物の耐震化等による市街地の防災性の向上を図るとともに、土砂災害など災害危険度の高い地域における市街化の抑制や、公共交通や道路等の都市基盤の充実した地域への居住の誘導などにより、災害に強い都市を構築します。

#### 【主な取組】

- ⇒ 土砂、浸水、地震、津波等の災害リスクや避難体制の整備状況などを総合的に勘案し、立地適正化計画を活用した居住誘導などに取り組みます。
- ⇒ 防災上の危険性が予想される地区については、避難時の安全性など地域の状況に応じて、市街化調整区域への編入について検討を進めます。

### (3) エリア別の土地利用方針

- 本市は昭和46年に、都市計画区域内を計画的に市街化を図るべき「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に区分（区域区分：いわゆる線引き）されました。
- 都市計画法では、政令指定都市は区域区分を定めることが義務付けられており、また本市では、人口減少が想定される中にあっても、依然として郊外への開発圧力が高いことを踏まえて、今後とも、区域区分による土地利用規制を堅持することが必要です。
- このため、区域区分による「市街化区域」と「市街化調整区域」を基本的なエリア区分とし、それぞれの土地利用の方針を以下のように定めます。

#### 1) 市街化区域

- 市街化区域内は、異なる用途の建築物の混在による土地利用上の軋轢を防止し、商業、居住、工業それぞれの良好な環境を維持するため、用途地域制度などにより、地域の状況に応じた適切な土地利用の規制誘導を図ります。
- 立地適正化計画を活用して、主要な都市機能や居住を誘導する地域を設定し、都市機能や人口の密度を高めます。
- 公共交通網の強化や道路網の整備など、都市基盤の強化を図るとともに、空き家や空き地の有効活用などにより、良質な市街地環境の維持・向上を図ります。

#### ① 商業・業務系土地利用の方針

都心	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空き店舗等の低未利用地など土地の有効・高度利用を図るよう、高容積の商業系用途を配置し、高密度な商業・業務地を形成します。</li> <li>○ 広域的な集客が見込まれる商業・業務、教育・文化、福祉・医療、コンベンションなどの高次都市機能の集積を促進します。</li> </ul>
都市・地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民の都市的サービス、日常生活サービスを提供する適正な規模の商業系用途を配置し、各地域の特性を踏まえた一定規模の商業・業務施設の集積を促進します。</li> </ul>

#### ② 住居系土地利用の方針

都心居住	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都心では、利便性の高い都市機能が身近にある環境や公共交通・自転車・徒歩による移動しやすい環境を活かして、土地の有効・高度利用による都心居住を促進します。</li> </ul>
都心近接居住	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都心に近接し、道路網等の社会資本ストックが充実した中環状線内や土地区画整理事業の実施地区等においては、中層の都市型住宅など比較的高密度な住宅市街地を配置し、人口密度が高く都心へのアクセスも充実した都心近接居住を促進します。</li> </ul>
その他居住	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の特性等に応じて、中層から低層までの住宅市街地を適正に配置します。</li> </ul>
利便性の高い市街地居住	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の拠点周辺や鉄道駅周辺、運行頻度の高いバス路線沿線等では、地域の人口規模に応じて、中高層から低層住宅地域を適正に配置し、公共交通の利便性や商業・医療・福祉など多様な生活サービスを享受できる利便性の高い市街地居住を促進します。</li> </ul>
ゆとりある郊外型居住	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郊外の市街地は、戸建住宅を主体として、ゆとりと潤いのある低層な郊外型居住を形成します。</li> </ul>

### ③ 産業・物流系土地利用の方針

- 産業・物流系市街地は、生産・流通活動の増進及び公害防止の観点から、集団化及び専用化を図るため工業系用途を配置します。
- 既存の産業・物流系市街地では、施設の集積及び更新を促進するとともに、物流軸等の幹線道路の整備などにより効率的な操業環境の向上を図ります。
- 新たな産業・物流系市街地は、産業政策上の位置づけや具体的な事業の見通しを踏まえ、適正な位置と規模を配置します。
- 新たな産業・物流系市街地は、市街化区域内に確保することを原則としつつ、大規模な敷地を必要とする場合やインターチェンジ周辺等の特別な立地を必要とする場合など、市街化区域内での立地が困難と認められる場合には、市街化調整区域の地区計画などの活用により、計画的な土地利用を図ります。

## 2) 市街化調整区域

- 市街化調整区域は、田園や山林などが卓越する自然環境地域であり、中には、農林漁業を基礎として形成された集落が点在しています。
- これらの自然環境は、市民が健全な生活を営むために必要不可欠な資源であることから保全を図ることを基本とし、新規就農者の定住など中山間地などの集落地域の活性化にも配慮した、人と自然が共生した秩序ある土地利用を図ります。
- コンパクトでネットワーク化された都市づくりに向けて、大規模集客施設など市街化を促進する恐れのある施設の立地を抑制します。

田園地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業投資された農地が広がる田園地域は、食糧生産のみならず、身近な緑地・景観、災害時の保水機能など、多面的な機能を持つ市民生活を支える基盤であり、市街化区域近傍で進む個別開発を抑制し、生産性の高い集団的な優良農地の保全を図ります。</li></ul>
集落地域等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業を基礎として、長い時間をかけて形成された「集落らしさ」があり、ふるさと景観や豊かなコミュニティなどの農村的価値を保つつ、美しく個性的な集落を維持します。</li><li>○ 人口減少が進行する中山間地などの集落地域においては、地域コミュニティの維持・活性化の観点から、農林漁業と調整を図りながら、市街化調整区域の地区計画の利活用を促進するなど、農地や自然環境と調和し共生する良好な居住環境の形成を図ります。</li></ul>
山林地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市北部や南部に広がる山林地域は、林業の場として利用される他、水源涵養や土砂流出防止等の機能を維持する観点から保全を図るとともに、市街地近郊の緑地等は、身近なレクリエーション活動の場としての活用も図ります。</li></ul>

## (4) 土地利用制度の運用方針

### 1) 区域区分の設定方針

- 人口減少が想定される中、一定の密度を保つ適正な市街地規模を維持する観点から、既成市街地の再生を図ることとし、原則として市街化区域の拡大は行わないこととします。
- 一方、拠点周辺や主要な駅周辺などでは、コンパクトな市街地の形成にとって、真に必要な場合には、立地適正化計画への位置づけや計画的な市街地形成を前提として、農林漁業との健全な調和を図るとともに、災害防止の観点や自然環境への配慮のもと、住居系市街地を主として市街化区域への編入を図ります。
- 産業の振興を図るうえで、その規模や位置が必要と認められ、計画的な市街地整備を行うことが必要な産業・物流系市街地については、整備の見通しが明らかになった段階で、農林漁業等との調整のもと、必要に応じ市街化区域への編入を図ります。
- 将来的に市街化が見込めない地区や、防災上市街地として適切ではない地区、あるいは、長期的な居住の誘導等により市街地が縮小した地区等については、状況に応じて市街化調整区域への編入を図ります。
- 市街化調整区域については、「市街化を抑制する」という市街化調整区域の理念のもと、優良な農地や自然環境等の保全を原則として、市街化区域縁辺部等での無秩序な開発の進行を防止するとともに、中山間地などの集落地域では、集落活性化に資するよう、50戸連担制度や市街化調整区域の地区計画制度も含めた、開発許可制度の全体的な運用の見直しを図ります。

### 2) 用途地域の指定、見直し方針

- 用途地域は、都心などの拠点を中心とする求心的な都市構造を前提として、住居・商業・工業などの都市機能が有機的に連携し、機能的な都市活動と良好な市街地環境を確保するよう、その配置及び密度構成を定めます。
- 用途地域の見直しに当たっては、都市計画基礎調査等による土地利用の動向を踏まえるとともに、上位関連計画による将来市街地像や都市構造の変化を適切に反映します。
- 都心については、都市基盤の整備状況や建築動向、誘導すべき都市機能を勘案し、必要に応じて容積率等の密度構成の見直しを図ります。
- 建築物用途が混在している市街地については、居住環境の改善や良好な操業環境の確保など地域の課題に応じ、適切な用途地域への見直しを検討します。
- 用途地域の見直しは、都市計画基礎調査の結果に基づき、定期的に行うことを中心とし、必要に応じて隨時見直しも検討します。

#### 【将来市街地像や都市構造の変化への対応例】

- ⇒ 都市計画区域マスタープランなど上位計画等での土地利用上の位置づけが変更となった場合
- ⇒ 道路等の基盤施設整備や土地区画整理事業などにより土地利用が変化した場合（変化が予想される場合）
- ⇒ 都市機能の誘導のため建築物の用途や密度等を見直すことが適切な場合
- ⇒ 道路等の都市計画施設の追加・削除など都市構造の変化に対応する場合 等

### 3) 地区計画の運用方針

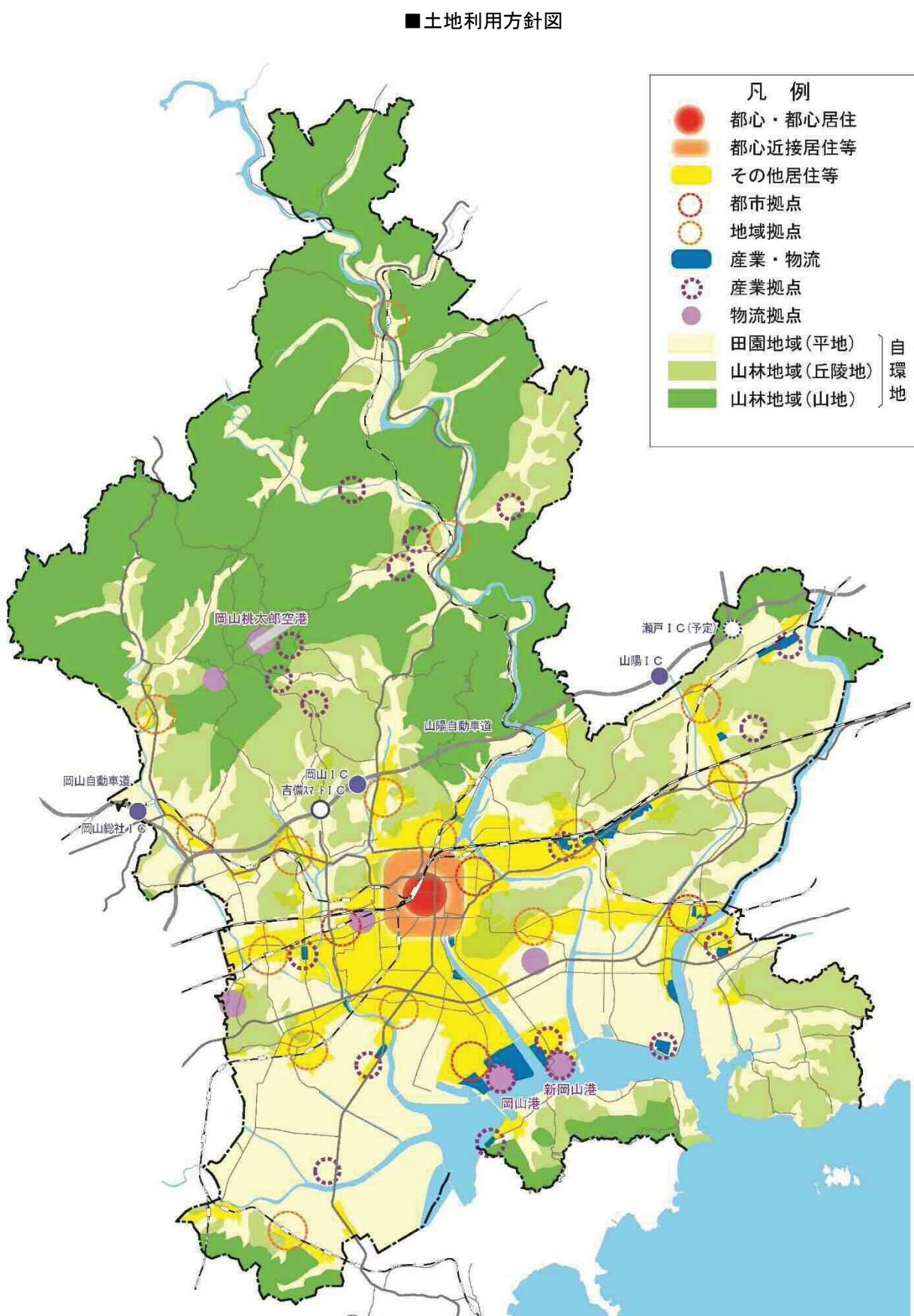
- にぎわいのある都心の商業地、緑豊かな専用住宅地、良好な都市景観の幹線道路沿道、自然と共生する農村集落など、それぞれの特性に応じて地区計画を幅広く活用し、市民協働のもと特色ある個性豊かなまちづくりを進めます。
- 地区計画を活用して、居住環境の改善や良好な操業環境の確保など地域の課題にきめ細かく対応したまちづくりを進めます。
- 都心部においては、賑わい創出や良好な景観形成に向けて、都市環境の改善とあわせた容積率等の緩和型の地区計画制度の導入を検討します。
- 市街化区域へ編入する区域、用途地域を変更する区域、土地区画整理事業を実施する区域等では、関係権利者のまちづくりに対する気運を醸成し、地区計画の導入を推進します。
- 既に地区計画を策定している地区については、高齢化の進行など社会経済情勢の変化を踏まえ、地区住民の合意形成や地区計画の方針との整合性を図りつつ、必要に応じて見直しを検討します。
- 市街化調整区域については、「市街化調整区域の地区計画運用指針」に基づき地区計画を運用していますが、地区計画の策定状況、人口・産業の動向等の社会経済情勢などを踏まえ、コンパクトでネットワーク化された都市づくりに資する適切な運用に向けて、土地利用方針に即して運用指針の見直しを図ります。

#### 【地区計画制度について】

- ⇒ 地区レベルの狭い範囲で、住民主体の良好なまちづくりを行うため、用途地域をベースに建築物の用途や形態制限の強化など、地区独自のまちづくりのルールを定める制度です。
- ⇒ 平成 26 年 4 月 1 日から市街化調整区域の地区計画運用指針に基づき、市街化調整区域でも地区計画を定めることができるようになりました。

### 4) 容積率特例制度の運用方針

- 都市計画法に基づく高度利用地区や緩和型地区計画、建築基準法に基づく総合設計制度等は容積率特例制度と呼ばれ、オープンスペースの確保などによる都市環境の改善、市街地の将来像の実現に資する良好なプロジェクトに対して、その貢献度合いに応じて、用途地域で定められた法定容積率に対して容積率の割増を与える特例制度です。
- 都心等の商業系用途地域において、民間活力による土地の高度利用、都市機能の更新及び良好な都市空間の形成を図るため、高度利用地区など容積率特例制度の積極的な活用を促進します。
- ホテル等の特定施設に対する容積率については、誘導すべき都市機能としての位置づけや、その需要の動向などを慎重に見極めつつ、容積率特例制度の活用について検討します。



## 2 都市交通の方針

### (1) 基本的な考え方

都市における交通施設は、人やモノの移動を通じて、経済、産業、観光、生活など様々な都市活動の基盤となるとともに、土地利用と相まって都市の骨格を形成し、都市を形づくる重要な施設です。

本市は、高速道路、鉄道、空路等の広域交通の要衝となっており、都市内では、都心から放射状に発達した道路、鉄道、路線バス網を有し、晴れの日が多く平坦な地形から自転車利用が多いなどの特徴を有しています。

本市では、これまで、人口や交通量の増加、市街地の拡大等の需要に対応して、計画的な道路整備や公共交通の利用を促進し、広域的な移動や流通による経済圏の拡大や都市内交通の円滑化などに努めてきました。

しかしながら、現在では、自動車に過度に依存した暮らしの進展により、市街地内での慢性的な渋滞による都市活動への影響、周辺部での路線バスの減便や廃止による市民生活への影響が生じており、さらには、高度経済成長期に建設された橋梁等インフラの老朽化、環境への影響、投資的経費の減少など様々な課題を抱えています。

今後、人口減少・少子高齢化の進行が見込まれる中、広域交流の拠点性や都市における様々な活動を維持・向上させるためには、過度に自動車に依存することなく、人や環境にやさしく、誰もが移動しやすい公共交通を中心とした交通ネットワークを構築し、まちづくりと連携してコンパクトでネットワーク化された都市づくりを進める必要があります。また、より一層の効率的・効果的な道路等の交通施設の整備や維持管理を行うなど、安全・安心な交通基盤を維持していく必要があります。

これらの状況や都市づくりの基本方針を踏まえ、以下のとおり都市交通の基本方針を示します。

### ■ 都市交通の方針の構成

#### (2) 都市交通の基本方針

- 1) 便利で快適な交通ネットワークの構築
- 2) 健幸な暮らしを支える交通ネットワークの構築
- 3) 歩いて楽しい都心空間の創出と回遊性の向上
- 4) 広域的な交流・流通を支える交通ネットワークの構築
- 5) 安全・安心で持続性の高い交通ネットワークの構築

## (2) 都市交通の基本方針

### 1) 便利で快適な交通ネットワークの構築

- 効率的で使いやすい公共交通へ改善するとともに、自動車交通とバランスのとれた公共交通を中心とする便利で快適な交通ネットワークを構築し、あらゆる人の移動の質の向上を目指します。
- 都心と周辺地域の拠点をつなぐ交通連携軸では、利便性の高い公共交通と、放射環状道路等の道路網による円滑な自動車交通を効率的に組み合わせ、現在の自動車交通に依存した交通体系から、都心へのアクセス性に優れた、人と環境にやさしい、公共交通中心の交通体系への転換を目指します。

#### 【主な取組】

##### <公共交通の利便性向上>

- ⇒ 桃太郎線のLRT化や駅・バス停のバリアフリー化等の基盤整備とともに、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた地域公共交通網形成計画の策定を進めるなど、公共交通のサービス水準の向上と安定的な提供に取り組みます。
- ⇒ 駅前広場の整備や岡山駅への路面電車の乗り入れ、パーク＆ライド・バスライド駐車場の整備など、鉄道、路面電車、路線バス、生活交通、自家用車等の様々な交通手段が相互に利用しやすい交通網となるように、鉄道駅やバス停などの交通結節機能の強化に取り組みます。
- ⇒ ICカード利用環境の拡充や乗り継ぎ割引、高齢者割引の導入など、利用しやすい運賃体系の構築に取り組みます。
- ⇒ 観光客や外国人、障害者など、誰もが利用しやすい環境を目指して、案内表示の拡充や多言語化、バスロケーションシステムの改善・拡充等、分かりやすい案内情報の提供に取り組みます。

##### <道路整備による移動の円滑化>

- ⇒ 環状道路整備による都心の通過交通の抑制、ボトルネック交差点の改良による渋滞緩和、都心・拠点間の放射状道路の整備など、バス交通を含めた自動車交通の移動の円滑化に取り組みます。
- ⇒ 歩行空間等のバリアフリー化、公共交通と組み合った自転車利用の促進、駐輪施設の拡充、無電柱化の推進など、交通環境の向上へ向けて総合的に取り組みます。

#### ■LRT化を進める桃太郎線



#### ■路面電車乗り入れ予定の岡山駅



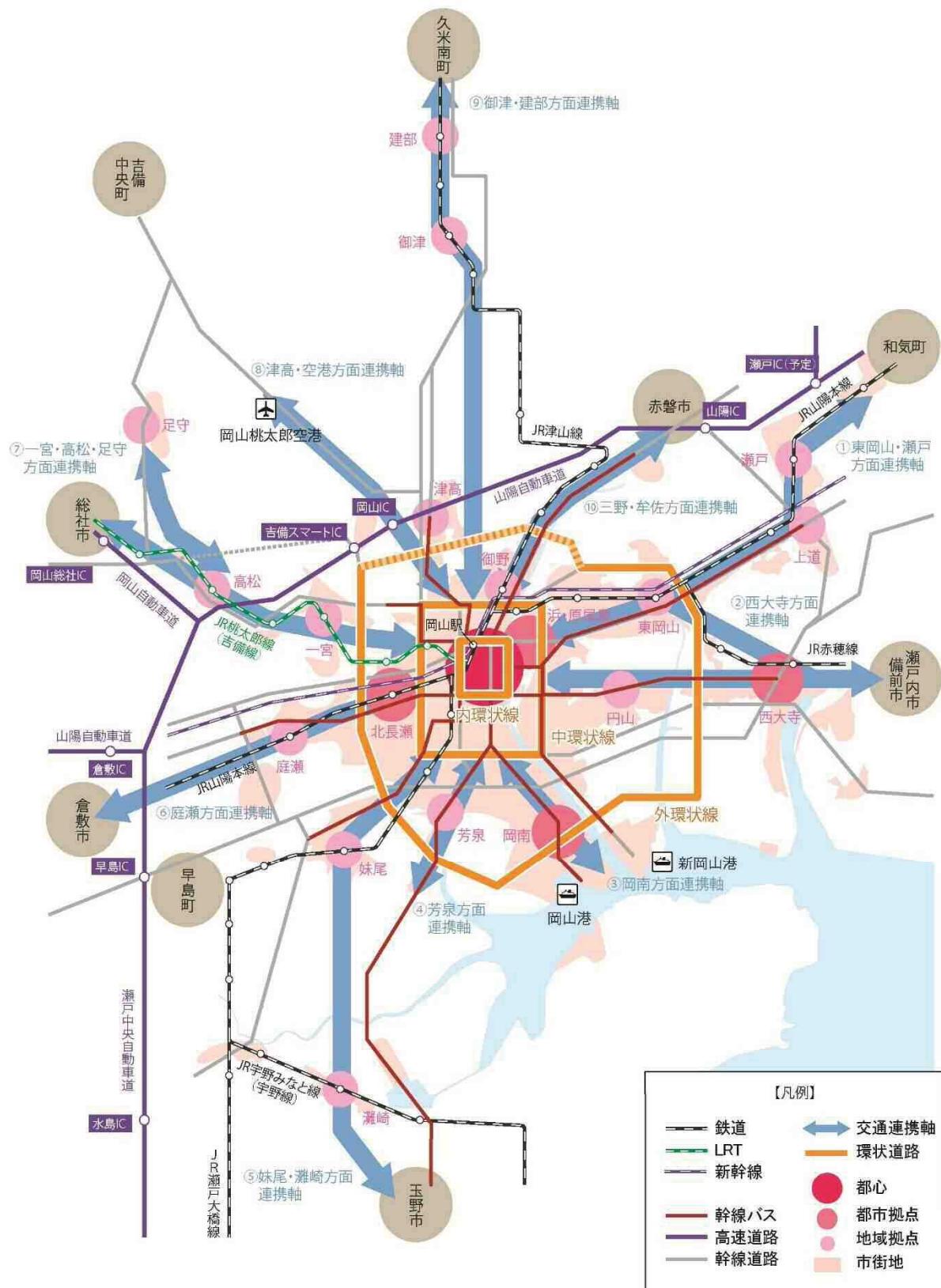
#### ■路線バスの運行情報のデジタル化



#### ■屋外広告物付きバス停



#### ■便利で快適な交通ネットワークの方針図



## 2) 健幸な暮らしを支える交通ネットワークの構築

- 自動車・生活交通などによる身近な拠点へのアクセス性を向上させるとともに、土地利用施策と連携した拠点周辺等への居住の誘導などにより、徒歩や自転車を中心とする環境にやさしいライフスタイルを醸成し、都市の持続可能性を高め、生きがいを感じられる健幸な暮らしの実現を目指します。
- 地域生活圏では、買い物や通院等の日常生活に必要な公共交通の維持・確保を図りながら、地域特性に応じて、徒歩・自転車・自動車・生活交通を組み合わせて、拠点にアクセスしやすい交通ネットワークの構築を目指します。

### 【主な取組】

#### <環境にやさしいライフスタイルの醸成>

- ⇒ 公共交通マップの配布やスマート通勤など、交通手段の選択を自動車から公共交通に転換するよう促す「モビリティマネジメント」に取り組みます。
- ⇒ 公共交通中心の交通体系への転換を図るとともに、電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及による温室効果ガスの削減に取り組みます。
- ⇒ 自転車通行ルール等の指導・啓発に努めるとともに、自転車走行空間の整備拡充、サイクル&ライド駐輪場の整備、自然や歴史資源を活用したサイクリングロードの整備など、自転車利用環境の向上に取り組みます。
- ⇒ 生活交通の確保や、駅等の公共交通機関から目的地までのラストワンマイルの移動手段の確保において、超小型モビリティや自動運転技術の導入など、新技術の適用可能性について検討します。

#### ■スマート通勤おかやまチラシ



#### ■自転車走行空間の整備



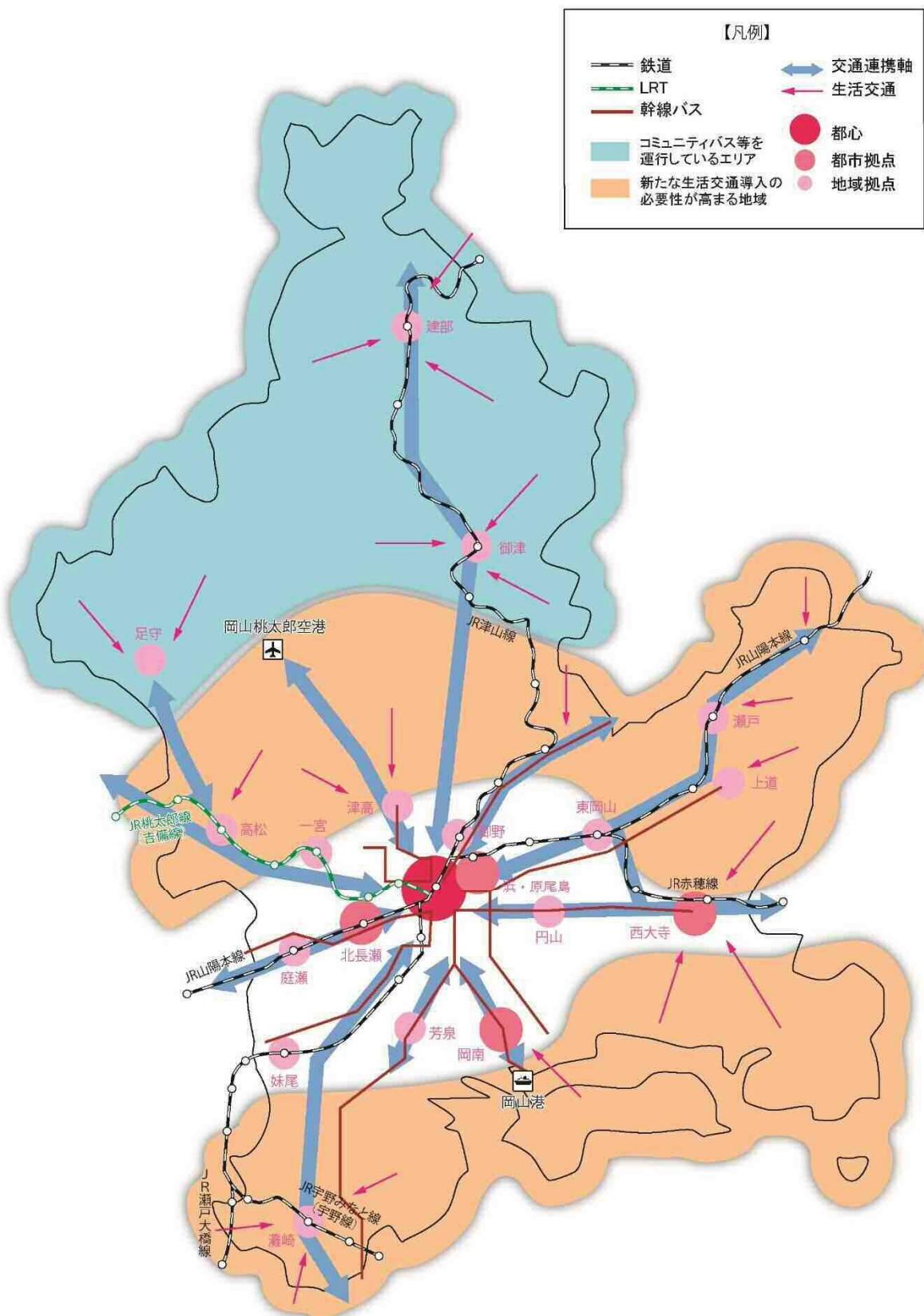
#### ■迫川地区生活交通「ブンタク」



#### <生活交通の確保と暮らしを支えるみちづくり>

- ⇒ 公共交通の利用が不便な地域では、地域の移動手段を確保するため、地元検討組織との協働により、地域特性に応じた新たな生活交通の導入や、既存生活交通の維持・改善に取り組みます。
- ⇒ 身近な拠点へのアクセス性の向上のため、鉄道駅等へのアクセス道路や自転車走行空間の整備など、拠点形成に資する道路の整備に取り組みます。
- ⇒ 歩道の整備や段差解消など、人にやさしいみちづくりに取り組みます。

■健幸な暮らしを支える交通ネットワークの方針図



### 3) 歩いて楽しい都心空間の創出と回遊性の向上

- 歩いて楽しい都心空間を創出するとともに、回遊性向上に資する公共交通ネットワークの形成により、誰もが楽しめる都心空間の実現を目指します。
- トラフィックゾーンシステムの考え方を取り入れ、都心内の自動車交通の抑制により、歩行者・自転車・公共交通中心の空間に再生し、人でにぎわう都心空間の創生を目指します。

#### 【主な取組】

##### <回遊性の向上>

- ⇒ 岡山駅周辺エリアと旧城下町エリアを結ぶ県庁通りや西川緑道公園等において、歩道拡幅や歩行者天国の開催等による歩行・滞留空間の創出に取り組みます。
- ⇒ 岡山駅の交通結節機能の向上や都心の回遊性向上のため、路面電車の岡山駅前広場乗り入れを推進するとともに、路面電車の延伸・環状化へ向けた検討を進めます。
- ⇒ 観光客や外国人を含め、様々な人が利用する路面電車や路線バスについて、バス路線の再編や電停・バス停の待ち環境整備など、都心内公共交通の利便性・快適性の向上に取り組みます。
- ⇒ コミュニティサイクル「ももちやり」の利用促進や、駐輪場の整備、自転車走行空間の整備等により、自転車の利用環境の向上に取り組みます。

##### ■県庁通り回遊性向上社会実験



##### ■路面電車を利用する外国人観光客



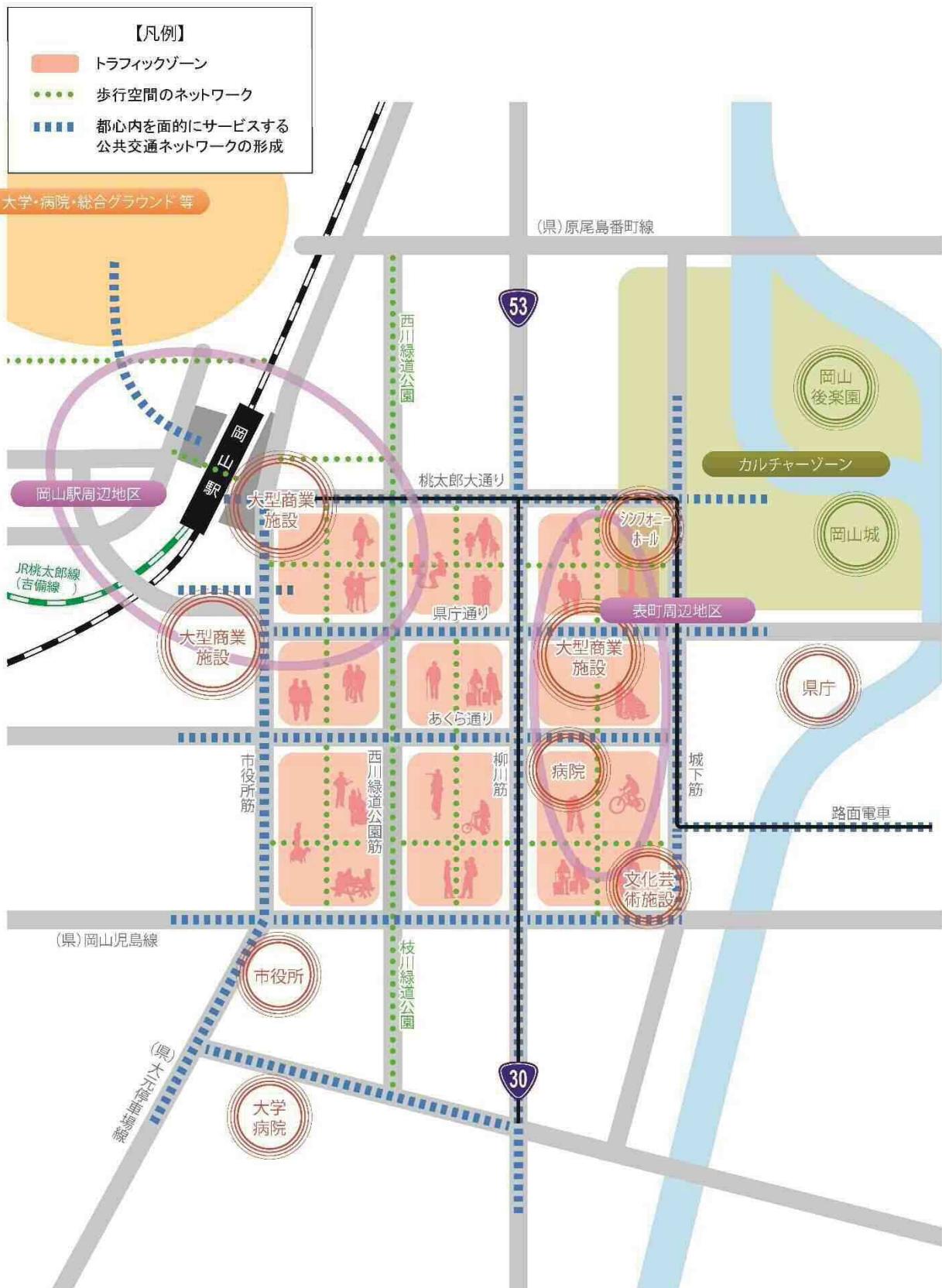
##### ■コミュニティサイクル「ももちやり」



##### <人を中心とした都心空間の創出>

- ⇒ 都心部への自動車の流入抑制対策、LRT や自転車等の交通環境の整備など、複合的な交通施策に取り組みながら、トラフィックゾーンの構築へ向けた検討を進めます。
- ⇒ 公共交通利用の促進などによる都心の駐車需要の抑制や駐車場の適正配置を検討するとともに、土地利用・市街地整備施策と連携して小規模駐車場など低未利用地の利活用と高度利用を図るなど、「人を中心」の都心空間の創出に取り組みます。
- ⇒ 超小型モビリティ等によるシェアリングや、自動運転と自動駐車システムなどの新技術について、その開発動向を踏まえつつ本市への適用可能性の検討を進めます。
- ⇒ 誰もが安心して通行できる歩行空間の確保などバリアフリー経路のネットワーク化を図るとともに、バリアフリー経路の探索など、ICT 技術を活用したバリアフリー情報の発信や活用に取り組みます。

## ■歩いて楽しい都心空間の形成方針図



## 4) 広域的な交流・流通を支える交通ネットワークの構築

- 国内外の諸都市や周辺市町などと広域的な人やモノの円滑な交流・流通を促進するため、広域交通軸となる空路や海路、鉄道、高速道路網の強化や利用促進を図ります。
- 広域交通軸から都市内への円滑な交通アクセスを確保するため、産業・物流拠点等へアクセスする物流軸、環状道路など、都市の骨格となる主要な幹線道路の整備により広域的な交通ネットワークを構築します。

### 【主な取組】

- ⇒ グローバルゲートウェイである岡山桃太郎空港や重要港湾である岡山港、岡山駅、IC等の機能強化に関係機関と連携して取り組みます。
- ⇒ 広域交通軸の結節点となる高速道路インターチェンジや美作岡山道路、空港津山道路、岡山環状道路等の地域高規格道路の整備や、高速道路の社会実験などにより、人とモノの交流・流通の促進に取り組みます。
- ⇒ 高速道路のインターチェンジや岡山桃太郎空港等の物流拠点へのアクセス道路網の整備などにより、都市内と広域交通軸のアクセス強化に取り組みます。
- ⇒ 急増するインバウンドなど観光・ビジネスのグローバル化を踏まえて、国内外からの来訪者が、安心して快適な移動ができるよう、多言語化やピクトサインの充実など、誰もが分かりやすい案内情報の提供に取り組みます。

■整備中の瀬戸 IC



■QRコードで多言語した案内看板



## 5) 安全・安心で持続性の高い交通ネットワークの構築

- 災害における円滑な避難活動や物資輸送などの確保を図るため、緊急輸送道路の防災対策を進め、災害に強い道路ネットワークを構築します。
- 既存の道路施設の適切な維持管理や更新、緊急車両の通行困難地域の解消など、災害に強く、安全・安心な暮らしを支える道路網の構築を図ります。
- 既存ストックの有効活用など、“作る”から“使う”視点に立ち、コンパクトなまちづくりと連動した持続性の高い交通網の構築を図ります。

## 【主な取組】

- ⇒ 緊急輸送道路上の橋梁や鉄道・高速道路等にかかる跨線・跨道橋の耐震補強、落石等危険個所の適切な監視と道路防災事業、物流軸の4車線化などに計画的に取り組みます。
- ⇒ 交通事故の削減や通学路の安全対策を推進するとともに、老朽化した橋梁の長寿命化や用水路等への転落防止など道路施設の適切な維持・管理に取り組みます。
- ⇒ 狹い道路の改良等による密集市街地や緊急車両通行困難地域の解消、踏切の交通安全対策など、生活道路の改善に取り組みます。
- ⇒ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、人口や交通量、市街地の状況など社会経済情勢の変化を踏まえて、その必要性について定期的に検証し、全体的な見直しに取り組みます。

### ■緊急輸送道路の防災対策



### ■橋梁の点検作業



### 3 水と緑・都市環境の方針

#### (1) 基本的な考え方

水と緑は、生態系の基盤としての役割をはじめ、二酸化炭素など大気の浄化、騒音や熱環境の改善など都市環境を整える役割、また、潤いと落ち着きを感じさせる水と緑は、良好な景観を形成し文化を生み出す役割などがあります。

さらに、水と緑の空間は、スポーツや散策など身近な健康づくり・憩いの場、自然とふれあえる交流の場としての役割や、火災時の延焼防止機能や雨水調整機能など、都市の安全性・防災性を高める役割があります。

本市は、北部の吉備丘陵、旭川・吉井川の河口に広がる岡山平野、児島半島を含む瀬戸内海沿岸地帯など、水と緑で囲まれた豊かな自然を有しております。市域の約7割が山林や農地、水面等の自然的土地利用となっています。中でも瀬戸内海国立公園、児島湾干拓地に広がる田園地帯、市街地近郊の里山、市内を貫流する旭川などの河川、そして、岡山城と日本三名園の岡山後楽園などは、岡山の豊かな自然性を特徴づけるシンボルとなっています。

一方で、都市化の進展に伴い農地や緑が減少し、生態系の保全、水源涵養・洪水防御等の重要な機能への影響が懸念されるとともに、市街地内では、憩いと潤いを与える身近な緑やオープンスペースが不足しています。また、都市活動により排出されるごみや温室効果ガスの増加により、地球環境への負荷も懸念されています。

そのため、近年では、生物多様性の保全や地球温暖化の防止、防災性の向上、良好な景観や憩いと賑わいの空間形成など、成熟した都市社会における水と緑が果たす役割はますます重要になっています。

本市では、恵まれた自然環境と質の高い都市機能のどちらも享受できる暮らしが、「魅力」「住みやすさ」として捉えられており、豊かな水と緑などの都市環境を守り、育て、共生することで、都市の魅力が高まり、持続可能な都市が形成されることを市民一人ひとりが再認識し、良質な都市環境を次世代に引き継いで行く必要があります。

これらの状況や都市づくりの基本方針を踏まえ、以下のとおり水と緑・都市環境の基本方針を示します。

#### ■ 水と緑・都市環境の方針の構成

##### (2) 水と緑・都市環境の基本方針

- 1) 基盤となる水と緑の保全
- 2) まちなかの緑化の推進
- 3) 魅力ある緑の創出
- 4) 緑の活用と協働
- 5) 低炭素型まちづくりの推進
- 6) 循環型社会の構築

## (2) 水と緑・都市環境の基本方針

### 1) 基盤となる水と緑の保全

- 本市を育み見守ってきた山林や丘陵地、干拓地に広がる農地、河川、歴史風土と結びついた緑地などの水と緑は、生態系、水源涵養、大気の浄化、雨水調整、憩いの場として多くの機能を有しており、市民共有のかけがえのない資産として守り育てます。
- 森林法、農地法、自然公園法、都市緑地法、都市計画法などの現行制度により守られている水と緑は、関係機関との連携を図りながら、法制度の適正な運用と管理により、良好な緑を保全します。
- 森林や丘陵地、河川、水路、農地などの、全市的な野生生物の生息空間ネットワークを保全し、自然の生態系や自然環境に配慮した事業や開発を推進することで、多様な生き物の繋がりを大切にしながら、希少な野生生物とその生息・生育環境を守り育てます。

#### 【主な取組】

- ⇒ 開発圧力にさらされている市街地近郊の貴重な緑については、市民、事業者、行政の協働による、自然環境の保全や緑化の啓発に取り組みます。
- ⇒ 都市計画法の風致地区の指定による岡山後楽園・岡山城周辺の風致の維持や、岡山県自然保護条例、岡山市環境影響評価条例等との連携による適切な環境配慮などにより、自然環境の保全に取り組みます。
- ⇒ 市街地内の農地は、保水機能等も有する身近な緑として、市民農園や都市農業振興基本法に基づく施策などにより、適正な保全や活用に取り組みます。

#### ■市街地を取り囲む緑



### 2) まちなかの緑化の推進

- 都市生活に憩いと潤いをもたらす水と緑の空間づくりのため、地域の在来種にも配慮しつつ公園や道路、河川など公共空間の緑化を推進するとともに、緑道や街路樹等による緑のネットワークを形成するなど緑の質の向上を図ります。
- 良好的な居住環境や豊かな都市環境を創出、保全するため、市民と協働して民有地における緑化やオープンスペースの確保を図り、花や緑のあふれるまちづくりを推進します。
- 岡山城の堀を含め、水路や湖沼、池等の水質改善に努め、都心部における水路の緑化とあわせ、水辺環境の質の向上を図ります。

## 【主な取組】

- ⇒ 都心の貴重な水と緑の資源である西川・枝川緑道公園や、旭川などの水辺空間は、回遊性や魅力向上に向けた再整備を図るなど、潤いと安らぎを実感できる良質な水辺空間づくりに取り組みます。
- ⇒ まちなかの景観形成や緑のネットワーク化に資する街路樹については、その効果を持続的に発揮していくよう適切な管理、再生に取り組みます。
- ⇒ 都心部の回遊性や魅力の向上に向けて、市役所筋や桃太郎大通りなどをモデル路線とし、樹形の統一や緑のボリュームアップなど、街路樹の質の向上に取り組みます。
- ⇒ 地区計画や岡山市景観計画による誘導、岡山市緑化基金による助成などを通じ、生垣や建物の壁面、屋上などを利用した住宅地の緑化に取り組みます。
- ⇒ 工場立地法や開発許可制度の適切な運用、総合設計制度等の容積率特例制度を活用した有効な緑地の確保、事業者との緑化協定などにより、商・工業地などの緑化に取り組みます。
- ⇒ 保存樹制度などの各種制度を活用していくとともに、市民緑地制度等の新たな制度の導入について検討を進めます。

■西川緑道公園・下石井公園



■桃太郎大通りの街路樹



## 3) 魅力ある緑の創出

- うるおいのある快適な生活環境の形成やコミュニティの醸成、健康づくり、災害時の一時避難など、日常生活における多様な役割を担う住区基幹公園等は、「歩いていける身近に利用できる公園、緑地」として、市街化区域内の配置の状況を勘案し、計画的な整備を推進します。
- 都市市民全般の憩いや散策、遊戯、運動など総合的な活動の場となる大規模な総合公園や運動公園など都市基幹公園は、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理を進めるとともに、必要に応じ魅力や利便性向上等に関する再整備を行います。
- 歴史公園や風致公園、植物園などの特殊公園は、自然環境や歴史資源などそれぞれの特徴を活かした特色ある公園として、魅力向上と活用を図ります。
- 緑のネットワークの充実を図るよう、都市緑地・緑道の整備や管理に取り組むとともに、まちなかの回遊性向上や魅力づくりに向けた再整備など、既存ストックの活用を図ります。

### 【主な取組】

- ⇒ 市民ニーズの変化や利用形態に合わせた公園の再整備や統廃合の検討、公園施設長寿命化計画に基づく適正な維持補修の実施に取り組みます。
- ⇒ 身近な公園の不便地区においては、街区公園等の必要性が高く、用地取得や整備後の管理について地元の熱意が高い場所等を選定し、計画的な整備に取り組みます。
- ⇒ 都市公園を補完する緑として、身近な公園の不便地区などにおけるちびっ子広場の整備や、地域住民に対する校庭の開放の継続等に取り組みます。
- ⇒ 「岡山操車場跡地整備基本計画」に基づき、健康増進及び賑わい創出に資する緑あふれる総合公園、防災公園として、岡山西部総合公園の整備を進めています。
- ⇒ 岡山カルチャーボーンの拠点となる鳥城公園（石山公園地区）や豊かな水と緑が一体となった交流・憩い空間である西川緑道公園などは、都心の回遊性の向上や魅力づくりに向けた公園として、必要に応じた再整備に取り組みます。

■岡山西部総合公園（仮称）



■鳥城公園（石山公園地区）  
(オープントピカル社会実験)



■高松城址公園



## 4) 緑の活用と協働

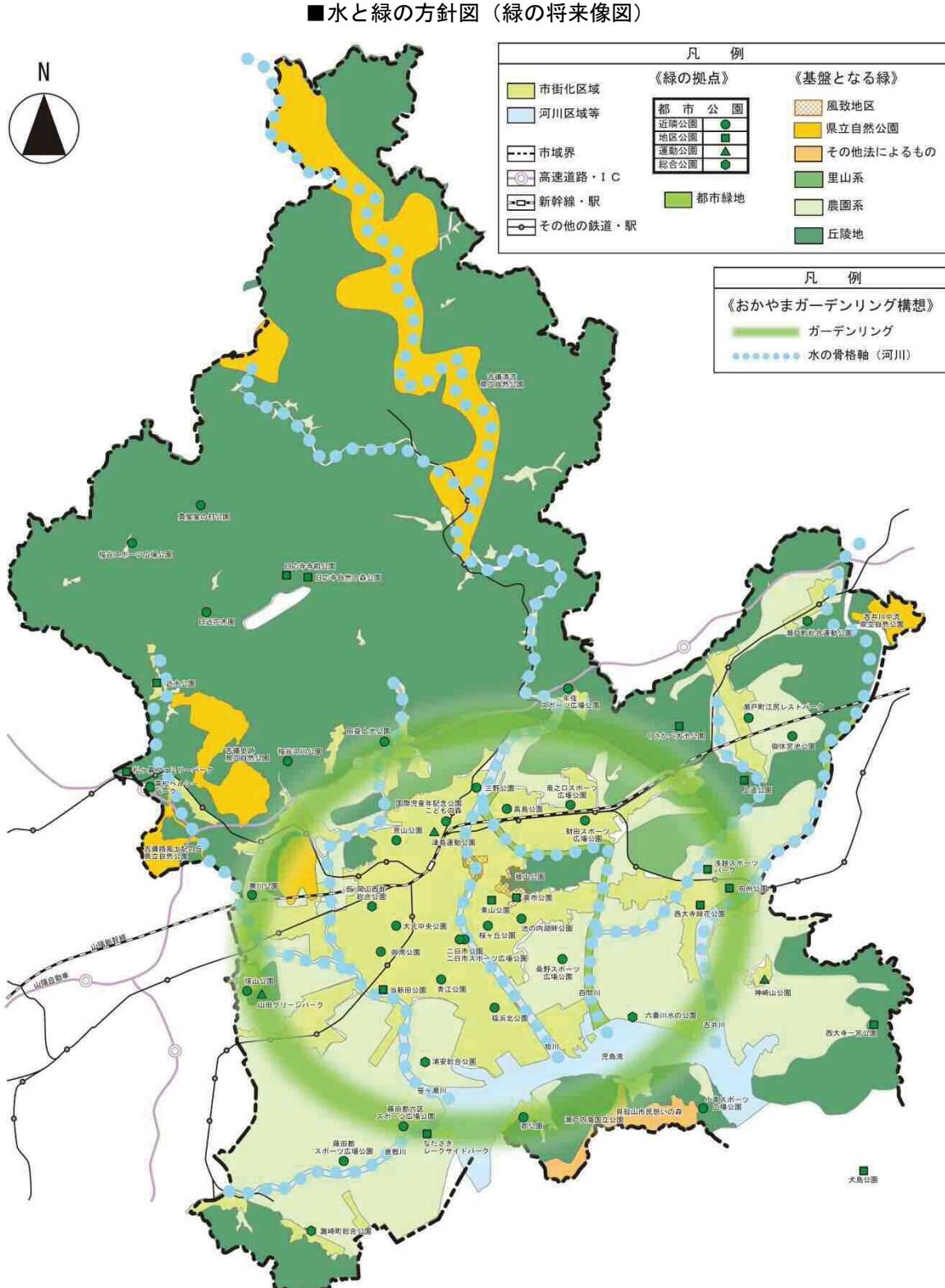
- 緑に関する情報提供や魅力の発信、緑化に関するイベントの実施、市民活動のリーダーとなる人材育成などを通じて、市民の緑化意識の高揚を図るとともに、市民、行政、緑化推進団体等の協働による緑化や緑の適正管理を促進します。
- 民間活力を活かす指定管理制度やパークマネジメントの導入などにより、市民の積極的な参画や活用を促しながら、公園緑地における維持管理の充実や提供サービスの向上を図り、公園及び地域の活性化や市民が誇りに持てるまちづくりへ繋げていきます。

### 【主な取組】

- ⇒ 市民や行政、緑化推進団体、学校、企業などがパートナーシップを形成して緑化を促進するため、市公園協会との協働の充実、学校との協働体制づくり、岡山市環境パートナーシップ事業や岡山ESDプロジェクトの推進等に取り組みます。
- ⇒ 文部科学省より博物館相当施設としての指定を受けた半田山植物園を拠点とし、緑に関する専門的な研究や教育普及活動の推進などに取り組みます。

⇒ 西川緑道公園や烏城公園（石山公園地区）など主要な公園において、パークマネジメントの導入や質の高いイベントの実施など、市民の参画や活用を促しながら既存ストックの有効活用に取り組みます。

### ■西川緑道公園（花・緑ハーモニーフェスタ）



## 5) 低炭素型まちづくりの推進

- 産業、業務、家庭のあらゆる活動部門において、太陽光発電など再生可能エネルギーやエネルギー効率の高い設備の導入、エネルギーの「見える化」などエネルギーの効率的な利用を促進し、暮らしと産業における低炭素化を推進します。
- エネルギーをつくり、ためて、賢く使う「スマートエネルギー」、エネルギーをITで総合的に管理するまちづくり「スマートコミュニティ」、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築などを総合的に促進することで、都市のエネルギーシステムの効率化を通じた低炭素型の都市づくりを推進します。

### 【主な取組】

- ⇒ 太陽光発電等の再生可能エネルギーやLED照明等の省エネルギー機器の普及、CO<sub>2</sub>削減努力が経済的なインセンティブにつながる排出量削減制度（J-クレジット制度など）の促進に取り組みます。
- ⇒ 省エネルギー建築物やコーチェネレーションシステム（熱電供給システム）、電気自動車、バイオディーゼル燃料などの普及拡大に取り組みます。
- ⇒ 情報通信技術を活用して、再生可能エネルギーや交通システムを含め、地域のエネルギーを効率的に利用する「スマートコミュニティ」の構築に取り組みます。
- ⇒ 無秩序な市街地の拡大を抑制し、鉄道やバス等の公共交通を中心としたコンパクトなまちづくりを進めることで、自然環境の保全や自動車交通量の抑制を図り、環境負荷の少ないまちづくりに取り組みます。

■太陽光パネル（岡山市北消防署）



### ■スマートコミュニティのイメージ



資料：資源エネルギー庁ウェブサイト

「[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/advanced\\_systems/smart\\_community/pdf/smartcommu.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/smart_community/pdf/smartcommu.pdf)」

## 6) 循環型社会の構築

- ごみの減量化や資源化を図り循環型社会を構築していくため、市民、事業者、行政が一体となり、4R（リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））を推進します。
- 市民の健康で快適な暮らしの維持に向けて、家庭や事業所における水質汚濁防止対策を充実させるとともに、総合的な汚水処理対策により、良好で健全な水循環の保全・改善を図ります。
- 安全で快適な都市環境を維持するため、工場・事業場などの発生源対策の徹底や自動車による環境負荷の低減対策等を進め、大気汚染や騒音・振動・悪臭など市民生活に影響を与える様々な環境負荷の低減を図ります。
- 持続可能な開発ができる都市を構築するため、農地や山林を都市の重要な緑・景観として保全するとともに、既存の宅地や建築物を都市の資源としての利活用を進めなど、土地利用の循環を図ります。

### 【主な取組】

- ⇒ ごみの分別の広報などによる啓発活動の展開や事業系廃棄物減量計画書の提出や顕彰制度などにより、市民・事業者の意識向上やごみの減量化やリサイクルを図るとともに、不法投棄の監視体制の強化に取り組みます。
- ⇒ 市民生活や事業活動での節水や雨水等の再利用など水の利用方法の見直しや、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の適切な役割分担のもと、総合的な汚水処理に取り組みます。
- ⇒ 光化学オキシダントなど大気汚染物質の監視・情報提供や、日常生活で起こる近隣騒音などの生活モラルの意識啓蒙、有害化学物質の排出規制や除去など適正管理を促進し、環境汚染の未然防止に取り組みます。
- ⇒ 土地利用規制や市街地整備、各種助成制度などを適切に組み合わせ、空き家や空き地など既存宅地の利活用に取り組みます。

### ■ 4Rの推進イメージ



### ■岡山市西部リサイクルプラザ



## 4 市街地・住環境の方針

### (1) 基本的な考え方

市街地・住環境は、住宅や商業・業務施設等が集積した区域において、そこに暮らす人々や訪れる人々が、居住や経済活動等の都市活動を安全で快適、機能的に行える良好な都市空間の形成を目指すものです。

本市では、戦後の復興や高度経済成長、人口増加等に伴う新たな市街地や住宅などのニーズに対応し、市西部を中心とした土地区画整理事業や都心における市街地再開発事業などの計画的な市街地整備を進めるとともに、用途地域などの規制により適正な民間開発を誘導し、良好な市街地・住環境の形成や都市機能の更新を進めてきました。

しかしながら、商業等の都市機能や人口の郊外化が進み、都心など既成市街地では、駐車場等の小規模な低未利用地や、老朽化した木造建築物が密集する地区が見られ、さらに近年では、住宅戸数が世帯数を大きく上回り、既成市街地内で空き家や空き地がランダムに発生する都市のスポンジ化が顕在化するなど、防災・防犯面、効率的・機能的な土地利用面で十分な市街地環境とは言えません。

一方、市民の居住ニーズは、住み慣れた地域や地域の拠点・都心で高く、買い物や通院、公共交通の利便性などを重視しており、子育て世代や高齢世代など様々なライフステージやライフスタイルに応じて選択できる居住環境の整備が求められています。

今後、人口減少・少子高齢化の進行が見込まれる中、良好で活力ある市街地・住環境を維持・創出していくためには、空き家や空き地、道路等の既存ストックを有効に活用して、質的な充実を図るよう既成市街地の再生を進めるとともに、都心や地域の拠点等での都市基盤の整備や土地の高度利用などにより、必要な都市機能や居住の集積を促進することで、持続可能で良好な市街地の再構築を図る必要があります。

また、誰もが安全・安心に住み続けられるよう、多様化する居住ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成など、住環境の向上へ向けた取組も必要です。

これらの状況や都市づくりの基本方針を踏まえ、以下のとおり市街地・住環境の基本方針を示します。

#### ■ 市街地・住環境の方針の構成

##### (2) 市街地・住環境の基本方針

- 1) 魅力ある都心の再生
- 2) 活力ある拠点の形成
- 3) 既成市街地の再生
- 4) ニーズに応じた住宅の提供と誘導

## (2) 市街地・住環境の基本方針

### 1) 魅力ある都心の再生

- 政令指定都市岡山の顔である都心は、中四国の広域交流拠点として求心力・中枢性を一層高めるため、市街地再開発事業等の民間開発や投資を効果的に誘導することにより、高次都市機能の集積を促進し、魅力と活力の向上を図ります。
- 容積率特例制度等を活用するなど民間活力を適切に誘導し、土地の集約化や大街区化、高度利用、緑やオープンスペースの確保などにより良好な都市空間の創出を図ります。
- 楽しく歩け集える、道路や公園等の公共空間づくりを進めるとともに、空き地や空き家・空き店舗、駐車場等の低未利用地の利活用を促進するなど、公共・民間の魅力ある資源の連携により、賑わいと回遊性を高めます。

#### 【主な取組】

- ⇒ 立地適正化計画を活用して、高次都市機能や都心居住を誘導するとともに、再開発の方針を定めるなど、計画的な市街地再開発事業等による市街地の更新の促進に取り組みます。
- ⇒ 優良な民間開発を適切に誘導するため、容積率の見直しや、高度利用地区、総合設計制度、地区計画などの容積率特例制度の活用促進に取り組みます。
- ⇒ 都市再生緊急整備地域では、一定規模以上の優良な民間開発に対して、税制・金融の支援を行うなど、都心の再生に取り組みます。
- ⇒ 商店街沿道の事業者等と連携を図りながら、空き店舗等の利活用や安全で快適な歩行空間づくりを促進するなど、魅力ある商業空間の創出に取り組みます。
- ⇒ 都心の魅力を向上し、賑わいの創出を図るため、鳥城公園（石山公園地区）の再整備や旭川さくらみちの歩行空間等の整備、西川緑道公園の利活用、県庁通りの道路空間の再配分等に取り組みます。
- ⇒ 都心部への自動車流入抑制や公共交通の利用促進など交通施策と連携した駐車需要の抑制、容積率特例制度や都市再生特別措置法による支援などの土地利用施策等により、都心に多く分散するコインパーキング等の小規模な低未利用地の集約化や利用転換の促進に取り組みます。

■岡山芸術創造劇場（仮称）イメージ



■都市再生緊急整備地域



■県庁通りの再整備イメージ



## 2) 活力ある拠点の形成

- 都心を補完し都市活動や市民生活を支える都市拠点、地域住民の日常生活を支える地域拠点は、地域の特性に応じた都市機能や居住機能の集積を図り、密度の高いまとまりある空間とすることで、利便性が高く活力ある市街地を形成します。

### 【主な取組】

- ⇒ 立地適正化計画を活用して、各拠点の特性に応じて必要となる都市機能を誘導する施策の推進に取り組みます。
- ⇒ 活力ある拠点形成に必要となる場合は、適正規模の市街地の確保や用途地域等の土地利用規制の見直し、都市基盤の整備、地区計画の活用等の検討を進めます。
- ⇒ 「岡山操車場跡地整備基本計画」などに基づき、新たな拠点として JR 北長瀬駅周辺の整備を進めます。

### ■北長瀬駅周辺整備



## 3) 既成市街地の再生

- 鉄道駅や運行頻度の高いバス路線沿線など公共交通の利便性の高い地域へ居住を誘導することで、日常的なサービス機能や公共交通の持続性が高く、比較的高密度なまとまりのある住宅市街地の形成を推進します。
- 老朽化した木造建築物や狭い道路が多い地区など防災上の問題がある市街地では、都市基盤の整備や防災に関する情報提供等を通じて、安全で安心して住み続けられる居住環境の整備を推進します。
- 今後、市街地内で増加が見込まれる空き家や空き地については、適正な管理や利活用の助言を行うとともに、周辺環境に悪影響をもたらす老朽危険空き家の解消に努めるなど、良好な市街地環境の保全を図ります。

### 【主な取組】

- ⇒ 公共交通施策と連携した立地適正化計画の活用により、拠点や利便性の高い公共交通沿線等に居住を誘導する施策の推進に取り組みます。
- ⇒ 共同建替えによる土地の集約化、土地区画整理事業、建物の耐火や耐震性の向上、狭い道路の拡幅等によるオープンスペースの確保など、市街地の安全性の向上に取り組みます。
- ⇒ 「岡山市空家等対策計画」に基づき、特定空家の解消や空き家情報バンク、空き家の診断・リフォーム・除却に対する助成、空き家ビジネスの育成など空き家の適正な管理に取り組みます。

### ■空き家情報バンク制度イメージ図



#### 4) ニーズに応じた住宅の提供と誘導

- 多様化する居住ニーズに適切に対応するため、土地利用施策等と連携して、ニーズに応じた住宅を選択できる市街地・住環境の形成を促進します。
- 既存住宅ストックの有効活用や良質な住宅ストックの形成を図り、市民が安全で安心して、豊かな生活が送れる住環境の創出を図ります。
- 住宅の確保に配慮を要する市民は多様化しており、需要に応じた市営住宅の供給や適正な管理運営、サービス付き高齢者向け住宅制度の普及など、住宅セーフティネットの構築を目指します。

##### 【主な取組】

- ⇒ 移住・定住に関する情報や賃貸住宅に関する情報など、住み替え意向のある移住者や居住者に対して、適切な情報提供に取り組みます。
- ⇒ 高齢者居住の安定確保とまちづくりを一体的に行うため、医療・保健・介護等の施策と連携して、サービス付き高齢者向け住宅などの適正な立地誘導に配慮しながら質の確保に取り組みます。
- ⇒ 既存住宅ストックの計画的な修繕の啓発、リフォーム助成支援、長期優良住宅の促進などにより、良質な住宅ストックの確保に取り組みます。
- ⇒ 市営住宅は、人口や要支援世帯等の将来動向等を踏まえた管理戸数の適正化や、建替え・耐震化を含めた計画的な修繕など長寿命化を図り、有効活用を行います。

##### ■移住・定住情報サイト



##### ■バリアフリー化された洗面所



## 5 都市景観の方針

### (1) 基本的な考え方

都市景観は、地域の自然、歴史、文化、風景等と、そこに暮らす人々の営みや新たな建築等の社会・経済活動などが調和して形成された市民共有の資産であり、自然と調和した良好な景観は、美しく風格のある都市の形成や潤いのある豊かな生活環境、個性的で活力ある地域社会の創造など、都市の魅力となります。

本市の景観は、広大な市域の中で、起伏に富んだ豊かな自然や先人が築いた歴史・文化を背景に、多様で個性ある姿を見せており、良好な景観資源を数多く抱え、日本の景観の縮図といえます。こうした貴重な本市の景観は、「緑」「水」「農」「歴史」「都(まち)」の5つの「原風景」が調和することにより、魅力ある景観が形成されています。

しかしながら、人々の暮らしの変化や急激な都市化により、長い年月をかけて形成されてきた地域固有の特徴ある景観が喪失し、潤いや個性に乏しい都市景観が形成されている場合も見られ、先人が育て、培ってきた本市固有の「原風景」を市民共有の財産として守り、育て、創り、次世代に継承していくことが重要となります。

そこで、「おかやまの原風景を活かした景観の創生」を、市民、事業者、行政等がともに目指すべき景観づくりの目標とし、誰もが思い浮かべることができる景観の骨格づくりとなる「広域的景観形成」と、地域の日常生活にとけ込んだ「地域的景観形成」の両面から景観づくりに取り組みます。

これらの状況や都市づくりの基本方針を踏まえ、以下のとおり都市景観の基本方針を示します。

#### ■ 都市景観の方針の構成

##### (2) 都市景観の基本方針

- 1) 広域的景観形成の方針
- 2) 地域的景観形成の方針

#### ■ おかやまの原風景を構成する5つの要素

緑の原風景	水の原風景	農の原風景	歴史の原風景	都(まち)の原風景
景観の骨格となる地形を尊重する	命を育む水の景観を大切にする	農の景観を再評価し、自然との調和を図る	暮らしに根づく歴史の景観を活かす	活気と風格のある都のたたずまいを創り、育てる
				

## (2) 都市景観の基本方針

### 1) 広域的景観形成の方針

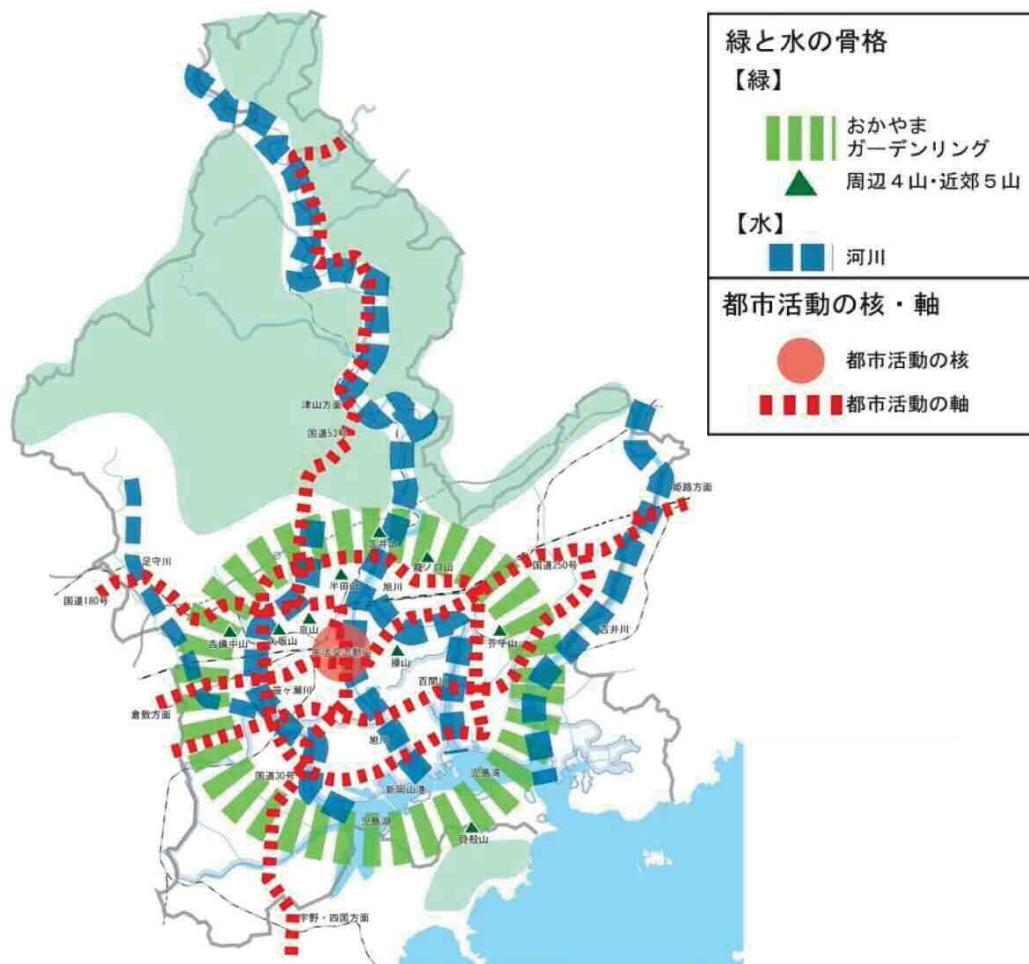
#### ① 緑と水の骨格の景観形成

- 吉備丘陵など、本市の景観を育み見守ってきた山林の緑を守り、変わらない景観の基盤として後世に伝えていきます。
- 市街地を取り囲む周辺4山、近郊5山<sup>\*</sup>を本市の景観を特徴づけるシンボルと位置づけ、良好な景観を保全するとともに、身近に親しめる緑として守り育てます。（※操山・半田山・京山・矢坂山、芥子山・龍ノ口山・笠井山・吉備中山・貝殻山）
- 吉井川、旭川、笠ヶ瀬川の3大河川を本市の景観の骨格を形成する自然の軸と位置づけ、景観のアクセントとして広大な水面や魅力ある水辺空間を守り活用していきます。

#### 【主な取組】

- ⇒ 景観計画区域に指定している市内全域において、一定規模以上の大規模な建築物・工作物等の届出・勧告制度等により、良好な景観の維持保全・創出に取り組みます。
- ⇒ 河川や山林、田園等の自然環境・景観の保全に努めるとともに、旭川などの親水空間の整備等により、アメニティ豊かな景観形成に取り組みます。

■景観の骨格づくりの方針図



## ② 都市活動の核と軸の景観形成

- 本市の顔となる都心を景観の「核」として捉え、多くの人が集まり交流する場としてふさわしい、風格と賑わいを備えた魅力ある都市景観を形成します。
  - 多くの人が利用し、都市活動の「軸」となる放射状・環状の幹線道路において、それぞれの場所に応じた個性と魅力ある沿道景観の形成を促進します。

#### 【主な取組】

- ⇒ 都心の主要な街路沿道や岡山カルチャーゾーンでは、景観形成重点地区・景観重要な公共施設や屋外広告物モデル地区等の指定により、沿道の建築物、屋外広告物等の配置・形態・意匠等の規制誘導を行い、都心軸にふさわしい風格と統一感のある景観の形成に重点的に取り組みます。
  - ⇒ 歴史的、文化的に優れた岡山後楽園の借景・背景に及ぼす影響を軽減するため、背景保全を目的として景観形成重点地区や風致地区の指定により、一定規模以上の建築物等の高さ・形態・意匠などの規制誘導を行い、岡山後楽園からの良好な眺望景観の保全・形成に取り組みます。
  - ⇒ 主要な幹線道路は、景観形成重要路線として位置づけ、建築物等の形態・意匠等を適切に誘導するとともに、必要に応じて街路樹の整備・保全や無電柱化等を推進するなど、都市活動の軸としてふさわしい良好な景観の創出に取り組みます。

## ■ 景觀形成重點地區



## ■都心軸のゆとりある空間形成



## ■岡山後楽園から操山への眺望



## 2) 地域的景観形成の方針

- 日常的な空間において生活に溶け込んだ地域的景観は、原風景を構成する重要な要素であり、多様な個性をもつ地域において、地域住民が主体となり、特徴ある景観資源を守り、育て、生活の中に活かすことで、いきいきと暮らせる市民協働による景観まちづくりを推進します。
- 地域住民による景観まちづくりへの主体的な取組のため、地域住民・事業者の景観に関する意識の向上や学習活動、取組へのきっかけづくり、情報提供等の支援を行うとともに、効果的な景観形成事業を推進します。
- 地域の良好な景観形成に重要な役割を担う自然や建造物などの景観資源の保全、活用を図るとともに、景観形成の先導的役割を担う公共空間や公共施設については、地域の多様な景観資源を活かした景観形成を目指します。

### 【主な取組】

- ⇒ 地域の魅力ある街並みを形成するため、出石町地区、西大寺観音院周辺地区、庭瀬・撫川地区では、地域のまちづくりと連携して、街並みとの調和に配慮した建築物等の修景整備に対する支援に取り組みます。
- ⇒ 良好な景観形成や地域の魅力あるまちづくりに貢献している建築物等の表彰などにより、市民、事業者、行政による景観まちづくりへの意識高揚・啓発に取り組みます。
- ⇒ 地域の良好な景観形成に重要な役割を果たす一定の建造物を景観重要建造物に指定するなど、地域の魅力となる景観資源の積極的な保全、活用に取り組みます。

■出石町地区の街並み



■西大寺観音院周辺地区の街並み



■木下利玄生家(景観重要建造物)



■庭瀬・撫川地区の街並み



## 6 都市防災の方針

### (1) 基本的な考え方

都市防災は、大雨、台風などによる風水害や地震などの自然災害及び、大規模火災や交通事故、危険物灾害などの人為的災害から、市民の生命や財産、生活を守るため、ハード・ソフト両面から防災対策を実施し、安全・安心な都市の構築を図るもので

本市の市街地は、戦後の高度経済成長期以降から人口・都市機能の集積が進み、都市化が急速に進展してきましたが、急激な市街化に伴い、農地の減少や森林開発等による保水・遊水機能の低下、標高が低い平地・急傾斜地等への居住地の拡大など、内水氾濫等の都市水害及び山・崖崩れ等の土砂災害の危険性は増大している状況です。

近年では、地球温暖化に伴う気候変動などにより、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、平成30年7月豪雨では、本市でも多くの浸水被害や土砂崩れが発生し、水害に対する脆弱性を再認識したところです。さらに、今後、南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、インフラや建築物の老朽化・耐震性能不足、木造建築物の密集した市街地、増加する空き家など、様々な防災上の課題を抱えています。

また、東日本大震災、豪雨災害など激甚化する自然の脅威に対しては、都市基盤の整備によるハード対策のみでは完全なるリスク回避は困難であり、市民の防災意識の向上や地域で助け合う防災体制の強化などソフト対策が重要となります。

そこで、様々な災害から市民の生命と財産を守るため、災害を防ぐ“防災”に加えて被害を最小限に食い止める“減災”的考え方のもと、災害に強い都市基盤の整備や市街地を構築するとともに、自助・共助・公助による防災体制を強化し、安全で安心して暮らせる都市づくりを推進する必要があります。

これらの状況や都市づくりの基本方針を踏まえ、以下のとおり都市防災の基本方針を示します。

### ■ 都市防災の方針の構成

#### (2) 都市防災の基本方針

- 1) 災害に強い都市基盤の充実
- 2) 市街地の安全性の向上
- 3) 総合的な防災体制の構築

## (2) 都市防災の基本方針

### 1) 災害に強い都市基盤の充実

- 多様化する都市災害に対して、市民の生命や財産を守るために、国、県等と一体となって、河川、道路、下水道等の都市基盤の整備を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い都市の形成を図ります。
- 災害発生時には、円滑な避難や防災活動が行えるよう安全な避難場所や輸送ルートの確保、また、迅速な災害復旧や生活再建が行えるようライフラインの安定的な確保に努めるなど、強くてしなやかな都市基盤の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ⇒ 国・県と連携して旭川や笹ヶ瀬川、砂川など市街地を貫流する河川の早期改修等を推進するとともに、下水道による雨水排水施設の整備を推進します。
- ⇒ 「岡山市浸水対策の推進に関する条例」に基づき、基本計画、行動計画を策定し、河川や下水道によるハード整備だけでなく、用水路等の既存施設を有効活用した局所的な対策や、可搬式ポンプの配備など緊急的な対策の実施、さらに、公共施設だけでなく、民間施設においても助成により雨水流出抑制施設の設置を促進するなど、総合的な浸水対策に取り組みます。
- ⇒ 災害時の救助活動や緊急物資の輸送が円滑に行える輸送ルートの安定的な確保のため、緊急輸送道路の橋梁・沿道建物の耐震化、老朽化している道路の計画的な維持管理などに取り組みます。
- ⇒ 災害時に防災本部・避難所・救急医療等の機能を担う防災上重要な建築物（学校や社会福祉施設・病院・庁舎等）については、耐震化・長寿命化を含めた合理的・効率的な修繕、改修等に取り組みます。
- ⇒ 災害時に延焼防止や避難場所として防災上重要な役割を担う公園・緑地等は、良好な都市環境とともに防災機能の充実に努め、防災空間の確保に取り組みます。
- ⇒ 上下水道施設の老朽化対策や耐震化など、ライフラインの計画的な整備や維持管理に取り組みます。
- ⇒ 国・県と連携して、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、海岸保全、農地防災等の事業による総合的、計画的な防災対策の実施、推進に取り組みます。

#### ■落橋防止対策



#### ■耐震性貯水槽のイメージ



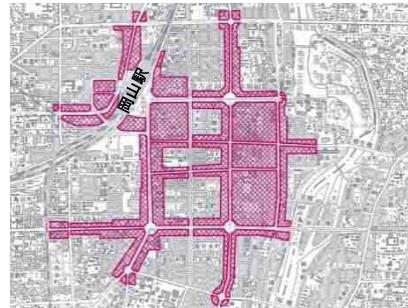
## 2) 市街地の安全性の向上

- 地震や火災等の自然災害・人為的災害に対しても強く、安全で安心して暮らせる都市を形成するため、土地利用規制や市街地整備、建築物の耐震化、道路交通施設の安全対策などを総合的に推進し、市街地の安全性の向上を図ります。

### 【主な取組】

- ⇒ 高密度な土地利用を図る商業系の用途地域については、防火・準防火地域の指定に努め、市街地の耐火性の向上に取り組みます。
- ⇒ 防災に関する区域の指定や防災マップにより防災情報の事前周知を図るとともに、事前の避難活動が困難な地域などでは、必要に応じて立地適正化計画による居住の抑制誘導や市街化調整区域への編入等について検討を進めます。
- ⇒ 木造建築物が密集する市街地などでは、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅など、防災性の向上を図り、市街地の安全確保に取り組みます。
- ⇒ 市街地内で増加する空き家について、災害・防犯面から安全な市街地を形成するため、老朽危険度の高い空き家の解体とともに、健全な空き家の利活用の支援に取り組みます。
- ⇒ 耐震診断・改修に伴う補助制度を充実するなど民間建築物の耐震化の促進を図るとともに、大規模盛土造成地の調査を進めるなど、宅地の耐震化に取り組みます。
- ⇒ 町内会等との連携により、道路や用水路の危険箇所を調査・把握し、通学路や用水路等の交通安全対策に取り組みます。

#### ■防火地域（都心）



#### ■転落防止柵の設置



## 3) 総合的な防災体制の構築

- 大規模化する災害に対して、被害を最小限に食い止める「減災」に取り組むため、都市基盤の整備による対策と合わせて、市をはじめとする防災関連機関と地域住民等が一体となった、総合的な防災体制を確立します。
- 災害発生時において、被害状況の正確な把握と迅速かつ的確な対応、市民等への情報提供などを行うため、国、県、防災関係機関等と連携を図り、広域的な防災体制を確立します。
- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、各地域において、住民の共助の精神に基づく自主的な防災活動を促進し、防災活動が迅速かつ効果的に行われる協力体制の構築を支援します。

## 【主な取組】

- ⇒ 防災訓練や出前講座、津波・洪水・浸水（内水）・土砂災害等のハザードマップの配布等を通じて防災情報の周知や防災意識の向上に取り組みます。
- ⇒ 地域で主体的に防災活動を行う地域防災リーダーの育成や自主防災会の結成など、地域防災活動の活性化を促進するとともに、避難所生活に必要な物資の備蓄や家庭内備蓄の周知啓発に取り組みます。
- ⇒ 大規模災害発生時には、非常時優先業務を早期に復旧するための業務継続計画や、応援部隊や救援物資を円滑に受け入れるための災害時受援計画に基づき、円滑な災害復旧に取り組みます。
- ⇒ 大規模災害による被災後、早期に的確な復興が実現できるよう事前準備に努めるとともに、市街地の復旧が困難と判断される場合には、地域防災計画に基づき、復興まちづくり計画を策定し、復興に取り組みます。
- ⇒ 増加する救急需要や災害に迅速・的確に対応できるよう、救急業務の高度化、総合的な消防力の強化、情報通信の高度化・安定化等に取り組みます。

### ■洪水・土砂災害ハザードマップ



### ■炊き出し訓練の様子



## 7 その他都市施設の方針

### (1) 基本的な考え方

その他都市施設のうち、上水道や下水道、廃棄物処理施設などの供給処理施設は、人々の生活に欠かせないライフラインであり、循環型社会を支える都市基盤として、必要不可欠な施設です。また、河川は、治水上の役割だけでなく、環境、景観、憩いの場としての役割も果たす重要な施設です。

上下水道等の供給処理施設は、これまでの人口増加や居住地、市街地の拡大等にあわせて整備を行い、安全・安心で快適な暮らしを支える施設として、安定的なサービスの供給に努めてきました。

今後、人口減少・少子高齢化の進行等に伴う社会保障費の増大など、財政的な制約等が厳しくなる中で、多くの都市施設が、老朽化への対応や耐震化に向けた機能更新を必要とする時期を向かえており、維持・更新需要の大幅な増加が見込まれています。

そこで、人口やニーズ、市街地の動向、さらには、都市づくりの方針を踏まえて、適正規模の施設配置や効率的な維持管理・更新を推進することで、安全で安心な暮らしを支える都市施設の安定性、持続性を高めることが重要となります。

また、大雨に弱い地形的な特性を有している本市では、近年の局所化・激甚化する降雨に対して、下水道の雨水排水施設や河川等のハード対策だけでは十分な対応が困難であり、ソフト対策等も組み合わせて、市民や事業者と連携した総合的な浸水対策が必要です。

これらの状況や都市づくりの基本方針を踏まえ、以下のとおり都市施設の基本方針を示します。

### ■ その他都市施設の方針の構成

#### (2) その他都市施設の基本方針

- 1) 上水道の整備方針
- 2) 下水道の整備方針
- 3) 廃棄物処理施設の整備方針
- 4) 河川の整備方針
- 5) その他施設の整備方針

## (2) その他都市施設の基本方針

### 1) 上水道の整備方針

- 水道事業総合基本計画の基本理念である「ゆるぎない安心と信頼の追求」を推進するため、水の安全性、施設の強靭性、市民満足度、経営の持続性を施策の柱に、信頼され満足される水道を目指します。
- いつでも安全でおいしい水を提供できるように、水源から給水装置に至るまで各過程での水質の保持・向上に努めるとともに、地震の発生や老朽化した施設の更新需要の増大を見据え、拠点施設を中心とした計画的な更新及び耐震化を推進します。

#### 【主な取組】

- ⇒ 流域自治体や関係者と連携して、水道水源の大部を依存する旭川源流地域での水源保全や、地下水源の保全に取り組みます。
- ⇒ 水安全計画に基づき、水源から蛇口までのあらゆる危害要因に対応した総合的な水質管理を行います。
- ⇒ 更新時期を迎える浄水・配水施設や水道管路等について、アセットマネジメント手法を用いて長寿命化と事業費の平準化に努めながら、更新による機能向上と耐震化を計画的に実施します。併せて、水需要に応じた施設の再編に取り組みます。
- ⇒ 自然災害や水質事故、機器の故障などの非常事態が発生した際に、迅速に給水及び復旧を行えるよう訓練を実施し、災害対策総合マニュアルの充実や業務継続計画の運用による緊急時の対応力の向上に取り組みます。

## 2) 下水道の整備方針

### ① 汚水処理施設

- 下水道による汚水の排除により生活環境の改善と公共水域の水質保全を図り、良好な水循環を回復・創造することで、健全な都市の発展を目指します。
- 汚水処理未普及人口の早期解消に向け、公共下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水等の適切な役割分担のもと、総合的な汚水処理対策を推進します。
- 公共下水道及び農業集落排水施設について、耐用年数を超える施設の老朽化対策や耐震化、処理場の統廃合等を推進し、維持管理や整備コストの削減を図ります。

#### ■森林保全作業



#### ■耐震補強された矢坂山配水場 2号配水池



## 【主な取組】

- ⇒ 汚水処理未普及人口の早期解消に向け、アクションプランに基づき、概ね 10 年程度での重点的な整備に取り組みます。
- ⇒ 低コスト技術の採用や民間活力導入などによる効率的な整備、施設の統廃合や省エネ技術の導入、運転効率・情報処理の高度化による効率的な維持管理に取り組みます。
- ⇒ 施設の健全度を勘案しながら老朽化対策を実施するとともに、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の施設等については、改築に合わせた耐震対策に取り組みます。また、老朽管や陶管の多い都心部において重点的な老朽化対策に取り組みます。

### ■ クイックプロジェクト（一例）

曲管を使用することによりマンホールの数を削減し、コスト縮減を図る



## ② 雨水排水施設

- 局所化・激甚化する降雨に対応し市民の安全・安心な暮らしを守るために、河川や農業用施設等の整備と連携を図りながら、雨水排水施設の整備を促進し、市街地における浸水被害の軽減を図ります。
- ハード整備のみでは十分な浸水対策が困難な状況を踏まえ、市民、事業者、行政が浸水対策に係る理念を共有し、連携して浸水対策を推進します。

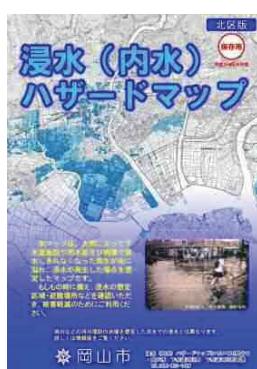
## 【主な取組】

- ⇒ 岡山市浸水対策基本計画及び行動計画に基づき、過去に大規模な被害があった排水区や都市機能の集積した排水区を中心に、雨水管渠やポンプ場の整備を進めるとともに、河川・農業用水路等の既存ストックを活用した効果的な浸水対策に取り組みます。
- ⇒ 雨水の流出を抑制する流域対策として、道路や公園、学校等の公共施設や民間開発、各家庭等での雨水流出抑制施設の設置の促進に取り組みます。
- ⇒ 減災対策として、浸水（内水）ハザードマップによる啓発や土のうの配布、水防備蓄資材等の支援など、自助・共助を促進するソフト対策の充実に取り組みます。
- ⇒ 浸水（内水）ハザードマップについては、平成 30 年 7 月豪雨による浸水被害を反映させたものに見直し、掲載情報の更新や充実に取り組みます。

### ■ 雨水排水ポンプの新設（笹ヶ瀬）



### ■ 浸水（内水）ハザードマップ



### 3) 廃棄物処理施設の整備方針

#### ① ごみ処理施設

- 環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築へ向け、市民、事業者、行政が一体となって4Rの推進などによるごみの減量化を図るとともに、ごみ処理施設の老朽化対策を行うなど安全・安心・安定的な施設の稼働を図ります。
- 「岡山ブロックごみ処理広域化基本計画」に基づき、玉野市・久米南町と連携して、広域的なごみ処理施設の整備を推進するなど、環境性に優れ、効率的・経済的なごみ処理体制を構築します。
- 大規模地震や水害等により発生する災害廃棄物について、災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速な収集・処理体制を構築します。

#### ② 汚物処理施設

- 公共下水道や農業集落排水施設との適切な役割分担のもと、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、汲み取り並びに合併処理浄化槽等のし尿や汚泥等を適切に処理することで、公共用水域の水質を保全し、環境衛生の向上を図ります。
- 公共下水道や合併処理浄化槽の普及によりし尿は減少する見込みですが、今後も合併処理浄化槽からの汚泥など一定の処理需要が見込まれるため、効率性、経済性を踏まえて、計画的な施設の改修・更新を進め、排出量に応じた適正な処理体制を構築します。

### 4) 河川の整備方針

- 本市には、県の三大河川である旭川・吉井川をはじめ、多くの河川が市街地を貫流していますが、整備が十分ではないものも多くあります。
- 近年の地球温暖化により、雨の降り方が従来と変わってきていることもあり、洪水による大規模災害のリスクが高まっているため、市民の生命や財産を守る河川整備が急務であり、国・県と協力、連携して河川整備を推進します。
- また、河川が従来もっている流下能力を最大限発揮し、雨水を安全に流下させるため、河川内の樹木の伐採や浚渫も進めています。
- 河川は、治水上の役割以外にも、生物多様性の保全、市民生活に潤いとやすらぎをもたらす身近な水辺空間であることから、生態系や景観に配慮しながら、市民が憩い楽しむことができる河川環境の整備と保全を図ります。

■倉安川の改修



■旭川河川敷



## 5) その他施設の整備方針

- 市場、と畜場、火葬場などの供給処理施設については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を形成するため、施設の需要、土地利用、交通などの現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模・配置となるよう、計画的な施設の整備と維持管理を図ります。
- 流通業務地については、広域交通のクロスポイントとしての地理的優位性を活かして、交通の円滑化などにより流通機能の一層の向上を図ります。

